

## 豊中市在宅医療連携会議設置要綱

### (設置)

第1条 持続可能な在宅医療提供体制を推進するため、第8次大阪府医療計画に基づく「在宅医療に必要な連携を担う拠点（以下、「連携の拠点」という。）」、「在宅医療において積極的役割を担う医療機関（以下、「積極的医療機関」という。）」及び在宅医療グループが、意見交換等を行い連携強化することを目的として、豊中市在宅医療連携会議（以下、「連携会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 連携会議は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 在宅医療の提供体制を推進するための取組みに関すること
- (2) その他、議長または副議長が必要と認める事項に関すること

### (組織)

第3条 連携会議の委員は、別表に掲げる機関より選任された者をもって充てる。

2 議長は豊中市健康医療部長、副議長は豊中市医師会長の職にある者をもって充てる。

### (会議)

第4条 連携会議は、議長が招集する。

- 2 連携会議の進行は、議長が行う。
- 3 議長に事故があるときは、副議長がその職務を代理する。
- 4 議長が必要と認めるときは、委員のほか関係者を出席させることができる。

### (検討部会)

第5条 議長が、第2条に掲げる事項について、重点的に取り組む必要があると認めるときは、連携会議に「検討部会」を置くことができる。

2 検討部会の部会長は、議長が指名する。

### (謝礼金)

第6条 謝礼金の額は、1医療機関あたり日額5,000円（交通費込み）とする。

2 第4条第4項における関係者の謝礼金の額は、1人あたり日額5,000円（交通費込み）とする。

### (庶務)

第7条 連携会議の庶務は、豊中市健康医療部医療支援課が行う。検討部会の庶務は、豊中市医師会事務局が行う。

(補足)

第8条 この要綱に定めるもののほか、連携会議の運営に関し必要な事項は、議長と副議長が協議して定める。

別表

連携の拠点	豊中市 豊中市医師会
積極的医療機関	千里山病院 豊中平成病院 平成記念病院 あお在宅・往診クリニック 天神クリニック はくとホームケアクリニック ふじわら医院 大瀬戸内科 神経内科クリニック 藤田医院 さとう医院 西川医院 関西メディカル病院
在宅医グループ	つじクリニック 三木外科内科 藤田医院 中村クリニック 大瀬戸内科 かとう整形在宅クリニック 井上内科クリニック ホームクリニック CELAVI

附 則

この要綱は、令和6年10月9日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。